

道路工事を計画的に

道路工事調整会議を結成

せつかく舗装した道路をすぐ掘りかえし、何か工事をはじめたー。2ヵ月ばかり前に工事をして、ようやく終つたと思ったら、また工事をはじめたー。

これまでしばしばこんな風景が見られました。そこで、不合理な工事をなくし計画的に工事が進められるように、このほど「道路工事調整会議」がつくられました。

この会議は、市建設部管理課が窓口となつて、企画課、土地改良課、都市計画課、区画整理課、道路課、下水道課、業務課、工務課、消防署、交通課など市の関係各課と富士警察署、富士土木事務所、駿河工業用水道事務所、電々公社、ガス会社、東電などの機関が集まつて組織されています。

この第1回会議が6月27日市役所で行なわれました。会議では7月から9月までに

各機関で計画している工事などを出しあつて、話し合いを行ないました。そこで各機関から出された工事計画などを検討し、同一路線で工事を予定しているものがあれば、同時に済ませて付近の人たちには迷惑がかからないようになります。また市道の場合、本舗装を行なつてしまふと、1年間掘りおこすことができませんので、本舗装を行なう場所で工事が予定されているれば事前に実施するよう指導をして

いきます。

しかし、このような会議が組織づくられ、工事が一度で済むようになつても工期がおくれては、これまでと何ら変えんので、工事請負業者には、今後工事期間は必ず守るように注意していきます。また、工事現場には、夜間の赤色灯や巡回路表示、工事名、期間の表示をはつきりさせるなど、安全管理も十分徹底します。



2000
m²
以上の土地が対象に

土地利用対策委員会の審議

市内に設置される諸施設を、市の長期的土地利用計画に基づいて配置し、現在ある施設との調整をはかり「調和のとれた都市開発」を進めるため土地利用対策委員会が昭和45年6月設置されました。以来毎月委員会を開催し、これまでに119件の土地利用計画の審議を行なつてきました。

しかし、最近の都市開発は目ざましく、これまでのように3000平方㍍以上を審議の対象にしていたのでは、調和のとれた都市開発はむずかしくなつてしまします。そこで、7月1日から審議の対象を2000平方㍍以上にして、ますます多くの土地利用計画を検討していくことになりました。

ただし、その事業が自然環境の保全または地域住民福祉に著しい影響を及ぼすと認められるものは、今までどおり用地面積を問わず、審議委員会の対象となります。

また、土地利用面積が2万平方㍍以上（採土については、1万平方㍍以上）のものは、市の委員会を経て、県の土地利用対策委員会の承認が必要です。この場合、用地買収を伴うものは、買収前に県の委員会の了承を得なければなりません。

土地利用対策委員会の庶務は、市企画調整部企画課で担当していますが

委員会で審議するものは、次のとおりです。

- ・住宅用地を造成するとき。
 - ・工場、事務所、店舗などの用地を造成するとき。
 - ・公共用地を造成するとき。
 - ・観光施設やレクリエーション施設などの用地を造成するとき。
 - ・廃棄物処理用地を造成するとき。
 - ・地域住民の福祉または自然環境の保全に著しく影響を及ぼすものと認められる資源の採取（山砂利採取など）または施設の設置に関するこ
- なお、新都市計画法に基づく市街化区域が設定されると、1000平方㍍以上の開発行為の場合、すべて開発許可を受けることになります。調整区域にあつては、都市化を助長するような開発行為は原則的に抑制されることになります。

